

木造住宅耐震改修工事補助金について

- ＜対象建物＞
- 昭和56年5月31日以前に建築されたもの
 - 木造在来構法
 - 平屋若しくは2階建ての専用住宅、兼用住宅
 - 耐震診断（一般診断・精密診断）の総合評点が1.0未満
- ＜対象者＞
- 所有と居住を兼ねている方
ただし、所有と居住が一親等の親族にあってはこの限りでない。
 - 税金の滞納のない方
- ＜補助金額＞
- ①耐震改修工事にかかる費用の1/2かつ最大で90万円
 - ②耐震診断（一般診断・精密診断）に要した費用の1/2かつ最大で6万円（市の耐震診断補助金の交付を受けたものに限る）
- ＜申請に必要なもの＞
- 住民票等の住所を確かめるに足りる資料の写し
 - 固定資産（家屋）評価証明書又は家屋に係る納税通知書の写し
 - 耐震診断の結果を記載した書類
 - 耐震診断補助金額確定通知書の写し（上記②の補助金を申請する場合）
 - 印鑑（認め印可）
- ＜受付窓口＞
- 建築指導課 審査担当
新館5階 電話：25-1111（内線：4235）

